

# サッチャリズム政策に存する根幹的イデオロギーの再検討

## —ニュー・ライトの思想傾向に関する質的考察—

The reexamination of the root and trunk ideology in the Thatcherism policy

— Qualitative consideration about the trend of thought of the New Right —

山口 裕貴<sup>※1</sup>

キーワード： サッチャリズム、ニュー・ライト、新保守主義、新リベラリズム、市場原理

### Abstract

The study about "the Thatcherism" has been performed widely in the U.K. in addition, many countries. The word called this Thatcherism was the most outstanding expression of the new politics that went out of the British Conservative Party. The experiment of Thatcher or the characteristic of the Thatcher revolution attracted attention very much in an international category.

The purpose of this report grasps the situation of the British politics economy and education under the Thatcher government which is the then government from the fact that large-scale educational reform was carried out in the U.K. of the end in the 20th century and is going to investigate many elements of the Thatcherism characteristic. As a result, a characteristic and a fault of the Thatcherism can consider it widely. And it leads to having clearer Thatcherism theory.

What kind of discussion does the idea in the basis of the Thatcherism policy bring for an educational issue? What is neo-conservatism? What kind of thought is neo-liberalism? How does market mechanism influence an education policy? It is necessary for the Japanese to reconsider it once again.

### はじめに

「サッチャリズム」Thatcherism に関する研究は、イギリス国内外問わず、幅広く行なわれてきた。このサッチャリズムという語は、イギリス保守党の側から出現した新しい政治の最も際立った表現であり、サッチャーの実験、あるいはサッチャー革命という特徴は、国際的範疇において大いに注目されてきたのであった。この概念は、イギリス的なある意味での特殊性を有しているといえなくもないが、世界経済に何が起こっていたのかという文脈を踏まえて考察しない限り、それを正しく理解することはできないものと考えられる。そこで、1985年に発表されたギャンブル A. Gamble の *Britain in Decline* と、1988年発表の *The Free Economy and the Strong State—The Politics of Thatcherism—* を検討材

---

※1 桜美林大学総合科学系

料とし、サッチャリズムの真意を考察してみたい。そのことがひいては、わが国における教育改革の基本方針確立の一助となるであろう。

ギャンブルは、イギリスで1980年代のサッチャーほどに、一世を風靡した政治家は希であると、彼女のもつ印象の強さを表現したうえで、“サッチャリズム”という用語はその一つの表われだと認識し、のちにこの語は、「サッチャーがイギリス保守党の党首になって以来、党と一体化してきた独特のイデオロギー・政治スタイル・政策綱領を意味するようになったことも明らかだ」と説明している。ギャンブルによるサッチャリズムへのアプローチは、実際に生じた歴史的事象に言及することによって、1980年代の政治現象に内在するダイナミクスや、そこに働いていた一定の戦略を抽出しようとするものであり、1970年代に顕在化したイギリスの衰退もしくは「統治可能性」governabilityの危機という問題の背後に働く論理を読み解こうとしたものであった。ギャンブルによれば、サッチャー政権下に進められた国家の再編は、基本的にきわめて外発的かつアドホック ad hoc なものであったということになる。

さて、サッチャー政権の教育分野に関する諸政策の動向および特質については、藤田英典の論文「岐路に立つ学校—学校像の再検討—」が詳しい。氏は、ポストモダンの教育改革と学校の行方というテーマを用い、サッチャリズム教育政策の特色を、消費者主権とアカウントビリティに支えられたタイトな統制だと指摘している。1980年代以降のイギリスにおける一連の改革は、教育の改善、学校の質の向上をめざして遂行されてきたもので、具体的には、生徒の不登校を抑制して出席率の改善を図ることや、学力水準の向上、授業の質の改善、学校の安全と秩序の維持などを目的としてきたことがその特徴であった。そして、サッチャリズム教育政策においては、それらの目的を達成させるために、市場主義的メカニズムや学校査察システムといった手段を用いて教育を管理し、改善するという方法が色濃く採用されてきたのだった。

藤田はその背景に関して、相呼応する2つの時代的潮流があったと主張する。一つは、1980年代以降、イギリスのサッチャリズム、アメリカの「レーガノミクス」Reaganomicsに代表される新自由主義・新保守主義の台頭である。これら主義の理念とは、経済活動に対する公的介入、公的設計の思想、いわゆる「ケインズ主義」Keynesianismを否定し、競争原理を用いた市場メカニズムによって経済の再生および活性化を推進しようとする、いわば自由放任主義である。また、福祉分野に対する理念を修正し、規制緩和・民営化・市場原理などをキーワードとして、経済社会の再構造化を図ることこそが時代潮流に適しているという観点も新保守主義の理念である。そうして、一連の教育改革もこういった観点と歩調を合わせ、教育諸政策の中核的要素として推し進められていったのである。

しかし、現代社会のような大衆民主主義が一般化した時代にあつては、大衆の支持が得られない限り、どのような政策も功を奏することは困難だと藤田はいう。そして、その大衆的支持の基盤となってきたものは、もう一つの潮流、すなわち消費資本主義の進展と消

消費者主権意識の増大傾向であった。消費資本主義の進展に伴い、大衆のもつ欲望がある意味での美德として解放され、消費は自己顕示の一手段となり、物品やサービスなどの商品に対する関心は、人並みとの差異を志向するようになった。こうして社会生活は個人主義の傾向を強めることとなり、その趣向は社会生活のいたるところに浸透して、教育もそうした商品の一分野として、個人化された消費の対象として捉えられるようになったのである。

また、それらと並行して、社会に消費者主権という意識が広まり、アカウントビリティという政策基準が重視されるようになってきた。藤田いわく、市場経済社会において消費者は、いわば合理的な経済活ユーザーとして行動する基本的権利を有しているのであり、その権利が保障されるためにも、マクロレベルでは、市場経済の正確なコントロールと資源配分の適正を要求する権利を有し、ミクロレベルでは、安全である権利、知る権利、選ぶ権利、意見反映の権利を有するというのが、消費者主権の根本的な捉え方である。加えて、アカウントビリティという概念は、これらの消費者主権的観念を政策基準として具体化し、その対象とする範囲を拡大してきたという経緯があった。そして、市場経済社会でのあらゆる活動が、適正かつ効率的に運営されているか、また、安全権や意見反映権が保障されているか、知る権利、選ぶ権利が消費者の満足するものとなっているかを判断する理念的根拠となってきたのである。こういった理念や意識が、租税負担の上昇に伴い、教育や福祉などの準公共財、いわゆる公共性を有する営みなのだが、その便益が各個人に分割可能で、利用に際して消費者による何らかの費用負担が当然視されるような財についても、主要な対象領域として念頭に置かれるようになってきたことは、イギリスにおける大きな観念変容であったといえるだろう。

このような背景から、学校は子どもにとって安全な場となっているか、学校で何が行なわれているのかを親は知らされているか、親には教育や学校を選ぶ権利がもたされるべきである、といった具合に、イギリスの学校は、その教育活動の細部に渡ってタイトに統制されることとなっていったのである。

さらに、佐久間孝正は『英国の生涯学習社会—反サッチャリズムとこれからの日本—』において、サッチャー改革のその後というテーマの下に、サッチャリズム教育政策を次のように捉えている。サッチャリズムの教育政策は、イギリスが世界の経済競争に打ち勝つために、個性の開花を重視した従来のカリスマ型的教育から、学力の向上のみを企図した合理的教育への転換と見て取ることもでき、またこのような傾向は、これまでのイギリスの教育を一変させる危険性があることも確かである。子どもと親に、教育や学校を選ぶ機会を増大させることを規定した「1988年教育改革法」も、ウェールズのような地域ではかえって機会の減少に通じるとの一部の批判的見解を、氏は当然なことだと把握しているのである。しかしながらサッチャー自身、この教育改革法に関する弁明において、これまでの保守党の基本姿勢に何の変化もなく、ただそれを教育をも聖域と判断せずに適用しただけである、としている。佐久間はこの点において、サッチャリズム教育政策は、サッチャー

政権が誕生した 1979 年から 1988 年までの間に、教育以外の分野で進められてきたサッチャリズムの諸政策と驚くほどの一貫性を有している、との見解を提示したのである。

藤田、佐久間の見解を総括すると、サッチャリズムの教育政策にみられる、きわめて重要な特色の一つとして、消費者、すなわち子どもを学校に通わせている親の意見をこれまで以上に尊重し、親の要求に応じて、必要とされる情報を随時提供していくという消費者主権の観念の強化が挙げられる。しかしながら佐久間は、ギャンブルの見解にもあったように、この消費者主権の教育政策もアドホックなものに過ぎないという見方から、かえって教育消費者の権限拡大が学校の善し悪しを明確にする要因となり、地域間および学校間格差を生み出す可能性のあることを示唆したのである。

本稿の目的は、20 世紀末のイギリスにおいて大規模な教育改革が実行された事実から、当時の政府であるサッチャー政権下でのイギリスの政治、経済、教育的状況を把握し、ナショナル・カリキュラム創設のきっかけとなったサッチャリズム特有の諸要素を探ろうとするところにある。藤田のいう、教育界への市場原理の導入もサッチャリズム特有の諸要素の一つに数えられるであろう。佐久間のいう、教育における消費者主権のもたらすマイナス的要素もサッチャリズム特有の諸要素となり得るだろう。これら各研究によって明らかとされたサッチャリズムの特質に関わる諸要素を、また新たな要素を加えつつ検討を行うことが本稿の課題である。その結果、サッチャリズムの特質ないしは欠点に関しての見解がより幅広いものとなり、一層鮮明なサッチャリズム論を有することにつながるのではないかと思う。

## 1. サッチャリズムの定義

まず、サッチャリズムとは何であるのかということに対する一定の見解を明示しておく必要がある。サッチャーは、10 年以上もの長きに亘り、イギリス首相の座に在り続けた「稀有な人物」であり、現代における首相のあり方(姿勢)の一つを示した人物である。サッチャリズムが、イギリスの「首相の名前につけた唯一のイズム (ism)」であることがすでに、そのユニーク性を証明する一つの事象となっている。グラッドストン W.E. Gladstone やロイドジョージ D. Lloyd George、チャーチル W. Churchill といった著名な歴代首相でさえ、そうは呼ばれなかったことを鑑みれば、ますますサッチャーの特殊性がここに表面化してくるのである。興味深い話だが、サッチャリズムという用語は、サッチャー支持者や保守党側から生まれたものではなく、サッチャーを批判的にみる左派勢力によって使われ始めたものだったようで、この語は「サッチャーの政治的立場を攻撃する」ことを目的として使われ、その言い回しはこうであった。「13 年間のサッチャリズムを阻止する以外に方法は無い」、「サッチャリズムの荒涼たる時代の拒否」。この 2 つのフレーズが 1987 年に発行された労働党のマニフェストに初めて登場したのがきっかけで、その後サッチャリズムは保守党、労働党、右派、左派を問わず、便利な用語として考えられ始め、1979

年以降のサッチャー政府に関わるあらゆる事柄に対しての省略語として広く用いられるようになったのである。

これまで、サッチャリズムという一政治現象をその対象として取り扱った研究は決して少なくない。そして、それらの研究において、サッチャーの政策、イデオロギーについての分析、評価がなされていないものはほぼ皆無である。しかし、サッチャリズムの重要性和、それがイギリスの政治に与えた影響の説明については、多くの異なった解釈が現れている。このサッチャリズムという用語は、「学者、ジャーナリスト、政治家によって取り上げられてきた」経緯があり、サッチャー自ら時折この用語を使うこともあったほど、イギリス社会全体、世界全体に浸透しているのである。「サッチャリズム」をサッチャー「一個人の私的な企てに矮小化する」ことは避けなければならないが、彼女の価値観、政治スタイルから抽出される特質をサッチャリズムと定義づけるならば、それはおおよそ以下のようになる。

サッチャーのもつ信念の根源は、ハイエクやフリードマンの諸論理というよりも、彼女が最も誇りとしているヴィクトリア時代の価値観、それは、彼女が父の商業的態度から学んだ、「勤勉、儉約、独立独行の倫理」観によるものであり、このほかに、「家族の責任、野心、欲求充足の先延ばし、義務と愛国心」などもその背景に存在している。これらの価値観には、強いナショナリズム、法と秩序の維持なども含まれていたと考えられる。さらにいうならば、これらの価値観は、政治的に無視されてきた中流階級の下に属する階層の価値観とも捉えられる。サッチャーはオックスフォード大学の卒業生であり、裕福な夫と政治家としての成功にもかかわらず、生まれながらの階層の本性を、首相になっても堅持し続けている。この点が、彼女のもつ一個人としての明確な特殊性であるように考えられる。

サッチャーと類似した経緯によって、1970年から1974年までイギリスの首相を務めた保守党のエドワード・ヒース Edward Heath は、「大工の息子という労働者階級出身」であった。彼は、サッチャーとは対照的に、上流階級の観念に同化しようと努めた。彼は首相として、上流階級出身の閣僚から出される議論のまとめ役、すなわち、議長的役割に徹しようとしたのである。しかし、サッチャーのパーソナリティからして、上流階級の文化、考え方や話し方には我慢ならず、その仲間入りには毛ほどの興味も示さなかったのではなかったか。政治家として最高の地位まで上りつめたサッチャーが、上流階級に属さないということは、考えてみると異様な感があるが、やはり、イギリス社会の根強い階級意識の存在が、ここに現れているとも解することができる。

サッチャーには、最も効率的方法を見出すことに関心があり、最小の時間で望ましい目的を達成する手段を求める傾向があったようだ。また彼女は、「富の平等の追求は妄想であると説き、機会の平等を追求すべきだと強調」している。国家が平等を推進し、社会福祉を供給し、富と所得の再分配に重要な役割を果たすべきであるとするドクトリンが、これまでのイギリスにおいて一般的に信じられてきた結果、持てる者はより持たざる者とな

る一方で、持たざる者がより持てる者となり、結果的に所得の平等化が進行した。サッチャーは、国家の役割の拡大と、平等の容赦なき追求は、国家経済に打撃を与えると考えたのである。

サッチャーは、アメリカ中西部に伝わる諺「高いポピーの花を切り落とすな。それらを高く、大きく育てよ。」を引用し、子どもたちを健全に育て、市民も自分たちの潜在能力を大いに開発できるような国家社会を築くべきだと主張する。つまりは、人間各個人には、必ず能力に差がみられることから、各個人が自分自身の能力を自由に発揮し、人間の創造性や技術、活力や儉約精神などが、それぞれのスタイルで奨励されるべきだということである。サッチャーは基本的には法の下における個人の自由を最も重視し、あらゆる者の自由が、法の支配によって保障されるべきだと捉える。個人には、自由に就労し、自由に消費活動を行い、自由に財産を所有する権利があり、国家を主人としてではなく、召し使いとして扱う権利が与えられるというのである。しかし、この考えとは反対に、社会福祉主義は、大抵の選択の自由を奪取する。個人は告げられたことを行い、割り当てられた仕事をこなし、決められた学校に子どもを通わせる、提供された住宅に住み、得ることができるものを受け取り、与える義務があるから与える。サッチャーは、このような社会的傾向を根絶しなければならないと主張している。

さて、サッチャーの政治スタイルを検討する際には、彼女のリーダーシップに関して概観しておくことが必要だと思われる。なぜなら、サッチャーは首相であり、政府を統制する役目を担う立場にあることと、彼女のパーソナリティから察して、そのリーダーシップが多分に、しかも直接的に、その政治スタイルへ反映されていると考えられるからである。

一般的に、ロンドンのダウニング街10番地にあるイギリス首相官邸において、内閣会議が週2回開催され、首相が議長として閣僚らの議論の取りまとめを行っている。しかし、こうした通例が20世紀後半以降、政府を内閣政府(Cabinet government)と捉える観点から、首相の政府(Prime Ministerial government)と捉える観点へと移行してきている。当然これは、首相の権限が拡大したことを意味するものである。

さらにサッチャーは、彼女特有のリーダーシップによって、「内閣の任務を減らし」、イギリス首相のもつ権限や任務を、より大統領的で、かつ強大な権限へと変化させたことでも知られている。内閣会議の進行方法は、閣僚らが話をした後に、議長である首相がまとめ作業に当たるのを通例としているのに対し、サッチャーのスタイルは、より支配的で、厳格なものであった。彼女は、会議の始めにまず自分の意見を述べ、彼女の意見に異議を申し立てる者があれば、その者に立証責任を負わせる方法を使ったのだが、議論の争点に最初から自説を述べる彼女の手法は、しばしば緊張を強める作用があったようである。そして驚くことに、政策議論への彼女の介入は、同僚を始めとする閣僚らの「了承を得て為されることはほとんどなかった」のである。そのような彼女の行為は、「閣僚を自分の代理人のように見做していた」といっても過言ではない。実際に彼女は、「政策助言を自分の政策本部(Policy Unit)や特別グループにのみ求め」、それらの組織だけを信じて、各

省の業務に干渉するという政治手段を用いている。彼女は生来、強力な主張をもつ「信念の政治家」（「鉄の宰相」）である。しかし、そのような彼女といえども、良い議論には揺り動かされ、影響されたことも確かだ。どのような集団においても、内部での討論内容を考慮する覚悟がなければ、リーダーとしてチームを統轄することはできないであろう。しかしながら、やはりサッチャーを改心させることや、強情に言い張る彼女に盾突くことは容易でなかったようである。こうした前代未聞の状況に陥った閣僚らは、いかに彼女に対処すべきなのか当惑していたことだろう。つまり、サッチャーは内閣会議のまとめ役としての「議長」というよりも、むしろ上意下達型の「マネージング・ディレクター」として機能し、そして、彼女の命令は「法律に近い効果さえ持つに至った」のであった。

首相とは、大きく2つの型に分類することができる。一つは、安定させる人 (stabilizer) ないし調停する人 (conciliator) であり、現状の急激な変化を好まないタイプである。もう一つは、動員する人 (mobilizer) であり、変革に乗り出す傾向の強いタイプである。サッチャーが後者の型に当てはまる首相であることはいうまでもない。

大田はサッチャリズムに関してこういっている。それは、「その名が由来するマーガレット・サッチャー個人の政治志向を超えた、一つの体制を意味していると理解されなければならない」。サッチャリズムの一般的な理解は、それを「新保守主義」と「新リベラリズム」という2つの側面から構成されると把握するものであるが、この枠組みからは、サッチャリズムは常にこれら2つの要素の間を揺れ惑うものとなり、その政策体制を包括的に説明することは困難となる。サッチャリズムが注目され始めた当初、その政策が実現されていった領域は、主に経済・財政政策、労働政策の分野であった。そこでのサッチャー政権の政策は、「市場原理」をあらゆるものに対置するという至極単純な性格をもって登場してきたために、この時期のサッチャリズムは、これを批判する側も含めて「市場原理導入による社会政策としてのみ理解された」のである。しかし、サッチャーが長期間に亘り政権を維持し続け、いよいよ労働党政府がつくり出した福祉国家の最後の牙城と呼ばれる教育制度と、社会福祉制度の改革に着手する局面となったとき、そこでは市場原理に止まらない、まさに福祉国家以後の国家像が問われることになったのである。

次に、デール R. Dale によるサッチャリズム論では、サッチャリズムを構成している諸力として、以下の5つを挙げている。①公教育制度から最大限の利益を引き出そうとしている産業トレーナー (trainer) ②伝統的価値をより強くもち、かつ福祉国家路線を保持する、サッチャリズムには敵対するオールド・トーリー (Old Tories) ③サッチャーが最も信頼している“草の根保守主義”を体現する人民主義者④道徳推進派⑤民営化推進派。デールによれば、これら「諸力が相互に矛盾したり、補完したりしてでき上がっている」のがサッチャリズムなのだという。

次に、ギャンブルによれば、サッチャリズムは「信用を失った戦後の社会民主主義のコンセンサスを、1990年代に向けた新しいコンセンサスに置き換えることを目的とするヘゲモニック・プロジェクト」として広く解釈される。さらにサッチャリズムは、「利潤を

もたらす資本蓄積の条件を回復するための政策の中にサッチャリズムの一貫性」を見出すことができると同時に、それはイギリス経済の長期に亘る相対的衰退を逆転させ、イギリス資本主義の国際競争力を回復させる手段を見出そうとする階級政治として解釈されることもあるとしている。

一見、サッチャリズムは新種の概念のように思われがちだが、その実は、19世紀の自由経済主義を基本とした過去の思想が中心となっているといわれる。いわばサッチャーは、現代のイギリスを、「厳格な倫理的規律と禁欲的な自制で身を処していた過去の時代」に、逆戻りさせようとしていたのである。過去の思想が新しい時代の模範となり、中心的概念になるという現象は、歴史的観点からいっても多分に現実性をもちうる。時代を動かす革命的運動が、“古に還れ”というスローガンをもつことは決して稀ではない。サッチャーの一連の諸改革も、過去の思想に還ることでイギリスの復活を訴えたものだといえることができる。

しかし何といっても、サッチャリズムの理論的支柱となるものはニュー・ライトの思想であろう。ニュー・ライトに関しては、次節において詳細に検討を加えるが、サッチャリズムの諸政策、無論、教育政策に関しても、このニュー・ライトの特徴である「新保守主義」「新リベラリズム」という2つの要素が、常にサッチャリズムと関わりをもつてその諸政策の決定・実行に作用していたのだ。ニュー・ライトの思想を中心概念として据えながら、サッチャリズムにはもちろん、サッチャー自身のもつ人格的特質が多分に関与している。これまで概観してきたサッチャーの人間性が、ニュー・ライトの思想こそ現代のイギリス社会の状況改善に最もふさわしい理念だと判断させ、その思想を彼女特有の力強さと冷淡さをもって実際の政治的活動に取り入れたのであった。

以上、サッチャリズムに関するさまざまな見解を概観してきたが、それを以下にまとめてみる。すなわち、本稿において定義する「サッチャリズム」とは、①伝統・権威・国家のアイデンティティや国家による安全保障等を強調する、ニュー・ライトの新保守主義的思考を有する概念形態、②自由市場の原理を奉じ、社会福祉を含む社会生活の全領域に市場的原理を拡張しようとする、ニュー・ライトの新リベラリズム的思考を有する概念形態、③物事を善か悪かのみで判断し、イギリスにとって善であることをひたすらに推し進めようとする特性を有する概念形態、④徹底した効率的思考を有する概念形態、⑤個人がもつべき自由選択の権利を尊重する概念形態、⑥マネージング・ディレクターとして上意下達の強制的機能を有する概念形態、の総合体としての政治概念である。

## 2. ニュー・ライトのイデオロギー

「ニュー・ライト」New Right と呼ばれる政策論者たちが積極的にその活動を展開し始めたのは1980年代に入ってからである。そうしたニュー・ライトの出現の発端となったのは、ブラックペーパー Black Paper と呼ばれる、現行の制度・政策を批判した文書に

において論を並べたイデオログたちであり、彼らは保守党側の勢力として活躍していた。1975年以降の保守党野党時代に、ブラックペーパー編集の中心的人物として知られるボイソン R.Boyson が、1979年からのサッチャー政権下において教育科学省政務次官に任命されたことを考えれば、ニュー・ライトの思想がサッチャー政権、すなわち保守党内部にどれだけ浸透していたかが自ずと見えてくるだろう。このブラックペーパーはその後、「教育における“反革命”あるいは“教育における保守主義”の契機となり、それを主導」していく作用を有しつつ、一般庶民のもつ反進歩主義、反平等主義の雰囲気をつくりながら、それを利用することで、ある種の政治的主張を大衆に浸透させるという戦略的特徴も同時に有するようになったのだ。CCCS (Centre for Contemporary Cultural Studies) の教育担当グループは、このようなブラックペーパーの戦略を「新教育的大衆主義」new educational populism として認識していた。要するに、ブラックペーパーは「真面目な教育論争に対する貢献」としては限定的な価値しかもちえなかったが、「政治的スローガン」としては大いに世間の耳目を集める多大な宣伝効果をもっていたのであった。そして、前出のボイソンこそがこの大衆主義の主たる提唱者であり、その影響力によって、サッチャリズムの重要な構成要素の一つに「大衆主義」が位置づけられることになったのだ。

しかしながら、ニュー・ライトのイデオロギーが、果たして性質的に“ニュー”なのかどうか疑問に思う者は多い。また、ニュー・ライトのイデオログのなかには、その呼び名が適切かどうか首を傾げる者もいる。たしかにこの用語は、「統一された運動、一貫した主義のどちらも意味しない」ものとして捉えられており、幅広い集団と思想とがニュー・ライトを構成していたというのが事実であろう。それゆえ、ニュー・ライト論者の間に内部分裂や相互対立も頻繁に起こりえたのであった。その最も顕著な分裂傾向は、自由主義指向と保守主義指向の間に起こる指向方針面での対立であった。

ニュー・ライトの政治家たちは、国家による福祉への高額支出に対して厳しい批判を唱え、自由経済を維持するためには国家の権威が回復されねばならないことを主張した。ニュー・ライトを際立たせる要素となるものの一つに、自由経済に関する伝統的自由主義擁護と、国家権威に関する伝統的国家擁護の結合が挙げられる。そこでは、ある分野においては非介入主義によって分権化を強調するが、別の分野においては、高度に介入主義的で集権化されなければならない、という論理を見出すことができる。ニュー・ライトの特殊性は、「自由化論者に見えたり、権威主義者に見えたり、ポピュリストに見えたり、エリート主義者に見えたりする」ことにある。こうした「曖昧さ」はけっして偶然の賜物ではない。なぜなら、ニュー・ライトには相反する2つの思想潮流が存在するからである。それはいうまでもなく、より自由で開放的、そしてより競争的な経済を主張する自由主義の傾向と、社会全体における国家の政治的・社会的権威の回復という点に強い関心を抱いている保守的傾向の2つである。

### 3. ニュー・ライト思想における2つの潮流

#### (1) 新保守主義の潮流

1988年に制定された「教育改革法」の作成を一手に押し進めてきた保守党ニュー・ライトの発想には異なる2つの考え方が存在する。それは、伝統・権威・国家のアイデンティティや国家による安全保障を強調する「新保守主義」neo-conservatismと、自由市場の原理を奉じ、社会福祉を含む市民生活の全領域において市場的原理を拡張しようとする「新自由主義」neo-liberalismという2つの考え方である。

新保守主義の概念において最も優先的なものは、「秩序の維持」と「強力な国家」である。言い方を変えれば「権威」と「忠誠」ということになる。忠誠とは、「社会を単なる個人の集合より偉大なものにする」ことであり、それは国家に対して向けられるものでなければならない。良質な国家は、国民の忠誠心を喚起させるような諸政策を実施しており、その社会的効果から生み出される「愛国心」こそ政治的に必要不可欠であるとする見解がそこにはある。したがって、国民は国家に対して全面的ともいえる忠誠心をもち、国民個々は「自分自身の行為によってもたらされたかもしれないと思われるものを全て超越するという意味において、個人はその完成を社会の中に見出すこと、また自己より偉大な秩序の部分であると自分自身を捉えること」が求められるのである。ここでは、国民は、自身を自分の参加する秩序形態の「創造者」ではなく「継承者」と見なすことが重要であり、そうすることによって国民一人ひとり、自己のアイデンティティを確立させる概念と意義をその秩序内から導き出していくという構図が見て取れる。換言すれば、国民は国家の秩序に自己の個性を従属させることが要求されているのである。

次に新保守主義にとって重要な概念となるのは「伝統」である。伝統は、歴史的事実を動機へと変換する力、いわば、過去を現在の目的へと変換させる効力を有する。そして、伝統への帰属は、個人が自分自身をある超越的な事柄に関連づけようと努める場面において必ず発生し、また尊重される。

こうして、権威、忠誠、伝統を機軸として構造化された国家によって個人は支配される存在となり「臣下」となる。こうした立場では「自由」の概念がきわめて限定的なものとなることは明らかである。マクウィリアム E. McWilliam が、「中央集権化排除の道だけが、不幸から方向を転換することができる」と、国家の集権化政策に警戒と不安を示したこともうなずける。

教育に関していえば、新保守主義による施策として、「教育科学大臣の権限が大幅に拡大され、中央政府の教育内容への統制は、それを強制する大規模な機関を伴いつつ復活された」ことが挙げられる。サッチャー政権下においては、政治家やメディアの声がしばしば聞き入れられたことはあったが、教師や教育学者の意見が真剣に求められたことはほとんどなく、それどころか、むしろニュー・ライトによって「教育専門家はくだらないもの」であり問題の一部であると考えられていたのであった。したがって、教育関係者の主張を

取り入れようとしない政府の方針は、偶然でなく計算されたものであったのだ。さらに新保守主義による教育政策は、従来、地方における教育行政の要であった「地方教育当局」の権限を大幅に削減し、これまで強い発言権を有してきた教員組合の勢力を骨抜きにした。その結果、これまでのイギリス教育において尊重されてきた、政府と地方教育当局および個々の学校という「三者間でのパートナーシップ」、さらには専門職としての教師の独立性や自律性を著しく減少させることになったのである。

イギリスがサッチャー時代以降めざしている教育の姿は、集権的かつ競争的な日本のシステムに代表されるものであると考えられる。サッチャー率いる保守党政府は、イギリスの教育システムそのものの体質改善を図るために、形振り構わず「外科的な措置」を実施した。このような教育政策が、イギリスの教育的伝統として成り立ってきた個人の自由や個性の尊重を犠牲にする危険性をもつものであることは想像に難くない。

## (2) 新リベラリズムの潮流

新リベラリズムの理論的支柱は、フリードマン M. Friedman と、ハイエク F. Hayek の論拠によって構築されている。この2人の研究者は、ある決め事への政府の介入を否定的に捉えており、互いに福祉国家の敵対者でもある。フリードマンによるその主な理由は、政府による「介入が経済成長を制限」し、「資本主義国がさまざまな形で国家を大きくして、公共的な性格の規制を強くしてきたことが資本主義の活力を次第に弱める」ことにつながっているというものであった。ハイエクは、「累進所得課税による富の再配分を含む政府の介入は、成長の制限だけでなく、公的支出、政治化、全体主義に通じる」ことを危惧していた。両者とも、アダム・スミス Adam Smith の「神の見えざる手」に代表される見解を信奉し、国家の非介入によって民間的な活力を高め、私的な競争、あるいは自由を求めることによって、「競争エネルギー (competitive energy)」を引き出すことができるという理論を展開していたのであった。

また、福祉国家政策において、明確に存在する平等や機会均等の拡大という理念は、最大の高コスト、浪費、怠慢の元凶であり、福祉政策を重視する、いわば「面倒見の良過ぎる国家」は国民を駄目にし、経済不況をもたらす。そして、福祉国家のなかで形成されてきた平等主義、児童中心主義的教育は、結果として、労働党寄りの教員によってもたらされてきた軟弱な学校教育を生み出し、そこで展開される教育活動は、メガ・コンペティションを勝ち抜くために必要とされる学力が十分に育成されないという意味で非効率的である。それゆえ、19世紀のイギリスにおいて展開された「夜警国家」、すなわち、軍事・防衛、外交、警察以外の各分野に対して、国家は極力、自由放任主義をその政策に行き渡らせること、ここに新リベラリズムの本質があると、彼らは主張したのであった。

よって、新リベラリズムにおいては「市場原理」が最も優先される政策思想ということになり、そこでは市場の決定がすべてを支配し、市場の働きへのいかなる妨害も（たとえそれが国家によるものであったとしても）排除されるべきだとされる。さらにいえば、市

市場原理の考え方こそは、国家の「経済および道徳福祉における本来的救世主」だと見なされるのであった。イギリスにおいて、この新リベラリズムの立場を最も強く主張してきた組織は、IEA (Institute of Economic Affairs) である。このIEAが、ニュー・ライトのイデオロギー形成過程において果たした役割は非常に大きいものがある。とりわけ、サッチャー本人とサッチャー政権下で教育科学大臣となったジョゼフ K. Joseph という二大実力者の支持を獲得することに成功したIEAは、より一層その影響力を増大させていったのである。

ジョゼフは、サッチャリズム教育政策を遂行する中心的人物と目されていた。市場原理に対しても、計画や調整のなされていない市場のもつ効果は、人間やコンピュータのなす合理的かつ組織的で、そして統計的に最高レベルにある計画よりも圧倒的に勝っている、という捉え方をしている。さらに「個人の多様なニーズを、いかなる人間も考え付かない方法で、強制することなく、命令することなく、官僚的な介入をすることもなく調整し、かつ満足させる市場原理は、人類の知る国民の富の最大発生者である」との言明を加え、市場原理の有効性を声高に主張していたのである。

サッチャーも、自身の立場としては基本的に新リベラリズムに賛同していた。彼女は、国家が国民福祉の分野において中心的役割を担うべきであるという教義や、国家の役割の拡充と社会における不平等の是正が、政治的および社会的枠組みの強化につながるという教義を否定的に観察し、「政府は、その活動範囲や規模が、利益、投資、革新、そして将来の成長を妨げる恐れのある分野においては、その活動を制限すべきである」と提言した。さらに、サービスにおいては個人が消費するものを自ら自由に選択しなければならず、「個人が市場を通じて選択する場合、その選択はベストのものである」という論理をもち、国家や政党、あるいは組合による市場への無意味な介入を真っ向から批判し、社会生活のすべての面における個人の選択の自由をたびたび強調したのである。

サッチャー政権は実際に、「国家の巻き返し (rolling back the state) や、国家の後退 (retreat of the state) によって硬直化したパブリック・セクターを、徹底的にスリム化」し、公企業や住宅、その他の資産売却を始めとして、公共サービスの有料化、民間委託などを進行させ、競争原理の導入を図った。そして、国家による「公的支出の厳しい削減一般を、明確な私有化と併せて決定」し、サッチャー政権樹立以前の、労働党政権による社会化措置の取り消しをめざすという、きわめて政治色の強い政策を断行したのである。教育分野においても、政府による競争原理の導入は行われた。保守党政府による1980年代からの教育改革を象徴するものとして、「教育市場 (education market) なる用語が登場し」、それに伴い、政府が学校および教師に対して、職階制や勤務評定を導入しようとしたことを受け、全国教員組合であるNUT (National Union of Teachers) などの各教員組合は、各地で「ストライキの波状攻撃を開始」したのだが、政府はこれをほとんど意に介せず、勤務評定機関を通して利潤原理を教育界に貫徹させ、新リベラリズムの理念の下に教育界の効率化を図ろうとしたのであった。すなわち、サッチャリズム教育政策におい

ては、児童・生徒の「興味やさまざまなニーズに対するサービスよりも、さらなる市場性を内包した制度の方がより重要」だと見なされたのである。

また、利潤追求を教育体制に導入させようとするサッチャーは、経済社会において、エレクトロニクス産業の利益が上がっていれば、学校におけるエレクトロニクス学科を拡大し、「産業側が要求すれば、コンピュータ学科やアカウンティング学科が増設され」、さらには対日貿易が重要問題となれば、日本研究が奨励されるという具合に、利益があると見込まれるものには早急な手段を講じた。このように、「利潤原理を全産業の全労働者に遵守させる」ことが、サッチャーの将来的展望だったのである。そして、サッチャー政策の第一原理が公的支出削減、すなわち緊縮財政であることを考慮すると、こうした新学科設置の傾向は同時に、他の学科の縮小を意味したのである。現代において、教育に対する市場主義的アプローチはアメリカの主流となり、同様の政策が、オーストラリアやニュージーランドでは「労働党政権によって進められている」事実を踏まえると、市場主義的視点で教育を見つめることは、もはや世界の潮流として理解する必要があるのかもしれない。

しかし、学問の世界にとって重要とされる観点は、「利潤の原理ではなく、学問的良心の原理」でなければならない。しかし、この2つの原理はきわめて両立し難いものであるのと同時に、学問的良心の原理への利潤原理ないし効率主義の適用には限界がある。その限界の外では、他の原理に従属もしくは共存しなければならなくなってしまうという利潤および効率の特質、さらには、短期的効率が必ずしも長期的効率へと推移するとは限らないことをサッチャーはまったく理解していない、と訴える多数の教育関係者の声がある。エバンス J. Evans らの見解では、イギリス教育の市場化に関して、「消費者である親や、生産者である教師および教師教育者が、市場化への改革を求めているという証拠は少しもない」ことが強調されており、政府の政策実施の強引さが露呈している。ニュー・ライトにおいて展開される議論には、消費者、人種、社会的階級、文化、そして能力などに関する種々の問題が、市場原理によって周辺に追いやられる傾向がある。こうして、ニュー・ライトの採用する方法により、イギリスの教育システムにおいて達成されるべき平等や公平の概念は減少するものと推測され、これらの概念は政治的、教育的論争の計画から省かれたのであった。その証明として挙げられる事実は、1987年に行われた保守党大会の演説で、当時の教育科学相ベイカー K. Baker が、教育界における「平等主義の追求は終了した」と宣言し、教育の競争時代への移行を告げたことや、サッチャー自身が、「公共部門もまた効率的でなければならない」と述べたことである。

重ねて述べるが、新リベラリズムのイデオロギーには、市場体系に対する非介入主義的立場が明確に存在している。市場原理が、中央政府による計画的権限と比較した場合、迅速な社会的かつ技術的変化に対応すべき局面において、より利益を最大化するのに適した理念であり、「より多くサービスする政府 (more government) よりも、より少なくサービスする政府 (less government) が最善の政府である」と捉えるこの立場を「最小限の政府」もしくは「小さな政府」と称するのだが、これはむしろ、国民に対して「自助努力」

を促進させることを第一義とした、政府による国民への情け容赦ない戦略であるとも解釈できる。なぜなら、サッチャーのいう限定的政府は、「小さい政府を意味しているが、その小さい政府は弱い政府を意味しているのではなく、強い政府（strong state）を意味している」とともに、サッチャーのもつ政治哲学は、「国家が国民のために何をしたかではなく、国民自身が自分自身のために何をしたか」、すなわち、国民は国家に依存するのではなく、国家から独立し、自助精神で個人的責任を果たすという点に大きな意義を見出しているからである。それは、19世紀のヴィクトリア時代に象徴されるイギリス黄金時代の復活のために、「より競争、より酷使、より基本、より自制」をめざした、いわば「根源への回帰」が再び志向されることになる。要するにサッチャーのねらいは、以前の労働党政府によって創り出された、肥大化した福祉国家を解体ないし縮小させ、競争社会を復活させることにあったのだった。

そして、このしたたかな政府戦略の結果として、就業者や資産所有者といった人々、主にイギリス南部の住民と、失業者や不安定就業者といった人々、主にイギリス北部の住民の、いわゆる「2つの国民」が形成され、持てる者と持たざる者との格差は拡大していったのである。ここでは、持てる者を叩きのめすことで持たざる者を助けることはできないという考えに基づいて、持てる者を激励することで富の量を大きくし、それによって、持たざる者をも救おうとするアメリカの元大統領リンカーン A. Lincoln による考え方があがる。結果的に、サッチャーの政治哲学は、市場メカニズムの優先と国家介入の制限を通して個人の自由の最大化を求め、市民権は市場を通して確保されるべきもので、自由も国家に押し付けられるのではなく、市場を基礎とする自由でなければならないという、政府の活動、改革、介入を最低限に抑えようとする、ミニマリスト（minimalist）の政治的イデオロギーであったと一般に捉えられてきている。

#### 4. サッチャリズムに通底するニュー・ライトの質的考察 —まとめにかえて—

ここまで、ニュー・ライトのイデオロギーにおける2つの異なる潮流を識別してきた。ニュー・ライトは、「そこからサッチャリズムが成長してきた苗床」であり、2つの異なる要素によって構成されていた。それは、新保守主義と新リベラリズムである。サッチャリズムの真の革新は、社会における秩序および国家権威の確立と、自由な市場の再確立および新しい分野への市場の拡大を結び付けたことにあった。

新保守主義が重視するキーワードは、強い政府、社会的権威主義、規律ある社会、ヒエラルキーと服従、国家である。これに対して、新リベラリズムが重視するのは、個人、選択の自由、市場社会、自由放任、最小限の政府である。サッチャリズムとは、一方では権威と規律の保守的な論説に依拠し、他方では自由と正義に関するリベラルな論説に依拠するものなのである。この2つの立場は完全に区分されているようであるが、政治実践においては多分に交差する点が存在し、一方を無視することや混合を無視することは誤りだ

とされる。したがって、サッチャリズムの諸政策には、新保守主義と新リベラリズムの2つの要素が互いに織り交ざりながら存在していることに注意を向けねばならない。

しかしながら、やはりこの2つの要素はそれぞれ国家の位置づけ、役割に関する見方において矛盾しているように思われる。サッチャー自身は新リベラリズムの理念に傾倒していたであろうことは前に述べたが、サッチャリズムによる諸政策には、この2つの要素がいかなる局面においても混在している。繰り返しになるが、新保守主義と新リベラリズムの混在は、矛盾を生み、時には混乱をもたらし、結果的にその主義と主義の間にはギャップが生じ兼ねないことは容易に想像できるのである。

新リベラリズムが強調する自由な選択の徹底化はとりわけ、国民のライフスタイルにおける個人の自由な、そして「反伝統的な展開を誘発する」可能性を有しているがゆえに、権威、忠誠、伝統を標榜する新保守主義の理念にとっては受諾し難いものとなる。実際に、保健、住宅、社会サービスなどの各分野に見られた規制緩和や私有化を通して、国民の「企業心を煽り立てるのがサッチャーの重要なプログラム」であったとともに、警察、移民法の権限が増大され、国家による抑圧はさらに進行した。よって、サッチャリズム諸政策の特色、換言すれば、ニュー・ライトのイデオロギーの政治的实践面における特色は、ある分野においては新保守主義的思考、またある分野においては新リベラリズム的思考が採用されるというように、分野ごとの現状ないし問題点を認識したうえで、どちらの方向性がより適切なのかを決定し、実行するところにあつたのである。サッチャー政権の基本的な政治戦略の一つとして、地域団体の権限を縮小し、とりわけ、「中間政府機関の所管する仕事を中央に集中させる」という方針が明確に存在していた。それを、個人の自由な活動や選択に対するさまざまな規制緩和と結合させて、ポピュリズムと中央集権化の仕組みを機能させてきたのである。

イギリスにおいてニュー・ライトという用語は、経済活動水準の決定要因として、通貨政策を第一とする立場を採る「マネタリズムと自由主義経済の意味で用い」られる。しかし、それはまた1960年代以降発展してきた人種、性別、文化における新しい政治を指し示すためにも用いられてきた。したがって、ニュー・ライトという用語を、一群の狭く定義された政策上の立場や思想に限定しようとするれば、間違いなく用語理解の際の混乱を導くことになる。決して「ニュー・ライトを本質的にイデオロギー的現象と考えるべきではない」。ニュー・ライトの政治運動は、さまざまなイデオロギーの潮流を統一し、諸利益をまとめ、政策綱領を考案し、特徴のある政府の確立をその目的としていた。そこで、サッチャリズムのような政治現象を分析する際には、ニュー・ライトがそのような「政治運動」として存在しているという事実こそが非常に重要であり、また興味を引くのである。

自由経済という概念は、合意された規則の枠組みにおいて、「自由で自立した個人による自発的交換を通じて発生した諸利益」の、自然的な調和を意味している。そして、市場によって自発的につくり出された秩序を保護するために国家が必要とされるのだが、それは、役割が最小で、かつ権力が限定された国家を指している。しかしながら、国家は限界

を設定されなければならない反面、その役割を果たすためには強くなければならない。さらに、市場秩序の治安を維持するためには警戒が必要になると同時に、競争が公平に行われ、交換が自発的なものとなり、また、あらゆる事業が確保されるように、「法律を強制する断固たる行動」が必要とされる。こうした観点から、自由主義者たちは、限定され、かつ強い国家の確立を熱望したのである。万一、自由経済の存在を脅かす、ある利益集団または個人が、自由経済の規則を侮辱するか、もしくは市場の交易から生じた結果に抵抗するなどして、自由経済の存続を妨げるような行動を見せるのであれば、そうした組織を「打倒し、押さえ込む」ことを目的として、国家の強制力を用いることが正当化されてくるのである。

とはいえ、ニュー・ライトの見解をつぶさに眺めると、理想的な社会での強い国家と自由経済との正しいバランスについては明確に述べるものの、実社会において、どのようにその理想を実現化させるべきなのかという点には困難を抱えているといわざるをえない。世界市場のなかでの確固たる地位を今後イギリスが維持するためには、繁栄を確保する「開放性」と、競争力を保障する「国家介入」が必要となる。ニュー・ライトの教義は、失われたイギリス黄金時代を再現するためのものではなく、自由経済を、現代イギリスにおける工業社会発展の原動力となる「新しいユートピア」にするためのものに止まるだろう。そして、このニュー・ライトの教義の下に、今後のイギリスが顕著な経済的成功を収めるのかもしれないが、反面、非寛大な息苦しい国になってしまいかねない。そのようなイギリスのあり方を、イギリス人は非イギリス的 (unBritish) だと判断する可能性も大いに考えられる。

#### 参考・引用文献

- A. ギャンブル著、小笠原欣幸訳『自由経済と強い国家—サッチャリズムの政治学』、みすず書房、1990. p.37.
- 藤田英典、「岐路に立つ学校—学校像の再検討—」、佐藤学 他（編）『学校像の模索』、岩波書店、1998. pp.3-29.
- 佐久間孝正、『英国の生涯学習社会—反サッチャリズムとこれからの日本』、国土社、1989. pp.212.
- A. Hopkins.,: *The School Debate*. Harmondsworth Penguin, 1978. p.78.
- 志水宏吉、『変わりゆくイギリスの学校』、東洋館出版社、1994. p.67.
- 望田研吾、『現代イギリスの中等教育改革の研究』、九州大学出版会、1996. p.234.
- R. Scruton., : *The Meaning of Conservatism*. The Macmillan Press, 1980. p.66.
- J. Evans., B. Davies. : *Equality, Equity and Physical Education*. In: J. Evans. (red): *Equality, Education and Physical Education*. The Falmer Press, 1993. p.16.
- R. ウィルコックス、(大田直子 訳)「イギリス教育改革法の成立とその後」、森田尚人 他（編）『教育学年報2—学校：規範と文化』、世織書房、1993. p.405.
- M. ジェームズ、(米村まろか 訳)「イングランドおよびウェールズにおけるナショナル・カリキュラムの実施とその評価」、カリキュラム研究、7-3:7, 1998.
- 志水宏吉、「イギリス—教育の伝統と革新—」、石附実（編）『比較・国際教育学』（補正版）』、東信堂、1998. p.96.

- 太田政男、「高校制度民主的改革の原理」、B. サイモン 他（編）『現代の教育改革—イギリスと日本』、エイデル研究所、1987. p.166.
- J. Evans.,D. Penny.,B. Davies. :Back to the Future: Education Policy and Physical Education. In: N. Armstrong.(red): New Direction in Physical Education.Cassell, 1996. p.4.
- K. Joseph. :Standard on the Middle Ground: Reflection on Circumstances and Policies.Centre for Policy Studies,1976. p.57.
- M. Thatcher. :Let Our Children Grow Tall Selected Speeches 1975-1977. Centre for Policy Studies,1977. p.12.
- 佐中忠司、「サッチャーリズムの財政分析—公共支出の動向を中心に—」、広島大学学校教育学部紀要、12:15.1989.
- B. サイモン、(榊達雄 他訳)「イギリスの教育改革の現段階」、B. サイモン 他（編）『現代の教育改革—イギリスと日本』、エイデル研究所、1987. p.17.
- 森嶋通夫、『サッチャー時代のイギリス—その政治、経済、教育—』、岩波新書、1988. p.135.
- G. ウィッティ、『カリキュラム・ポリティックス—現代の教育改革とナショナル・カリキュラム』、東信堂、1994. pp.75-6.
- 富岡次郎、『イギリスにおける人種と教育』、明石書店、1998. p.849.
- 宇都宮深志、『サッチャー改革の理念と実践』、三嶺書房、1990. p.13.
- 越智洋三、「イギリス—『大きな政府』の保守革命」、吉田震太郎（編）『80年代の国家と財政』、同文館出版株式会社、1998. p.208.
- 舟場正富、『ブレアのイギリス—福祉のニューディールと新産業主義』、PHP 新書、1998. p.98.
- 久保憲一、『現代イギリス首相—その地位、権限および指導力の制度的考察—』、嵯峨野書院、1996. p.1.
- 黒岩徹、『イギリス現代政治の軌跡—指導者たちの現代史』、丸善ライブラリー、1998. p.113.
- 大田直子、「サッチャーリズムの教育改革—イギリス」、佐藤学 他（編）『世界の教育改革』、岩波書店、1998. p.65.
- 大田直子、「サッチャー政権下の教育改革」、森田尚人 他（編）『教育学年報1—教育研究の現在』、世織書房、1992. p.356.